

こうほく介護支援センター

運 営 規 程

社会福祉法人 あさひ福社会

指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あさひ福祉会が開設し運営する、こうほく介護支援センターの事業所（以下「事業所」と言います。）は、その行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」と言います。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要事項を定め、事業所の介護支援専門員、その他の従業者（以下「介護支援専門員等」と言います。）が、要介護又は要支援の状態（次条において「要介護状態等」と言います。）となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮するものです。

- 2 事業所の介護支援専門員等は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 名 称 こうほく介護支援センター
- (2) 所在地 長野県長野市稲里町下氷鉦682番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者は、介護支援専門員の1名の設置とし、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとします。
- (2) 介護支援専門員は、管理者も加える常勤者の3名以上の設置とし、指定居宅介護支援の提供に当たります。
- (3) 事務職員は、1名（常勤職員）の設置とし、必要な事務を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日、12月29

日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとします。
- (3) 営業時間終了後の利用者及びその家族等からの問い合わせに対しては、転送機能付の携帯電話を1台装備し、職員が輪番で携行することにより土、日、祝日等の休日対応及び24時間の対応を可能とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供に関しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得るものとします。

- 2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとします。
 - (1) 居宅サービス計画の作成又は変更
 - (2) 利用者又はその家族、及び指定居宅サービス事業者等との連絡
 - (3) 必要に応じて介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供
- 3 使用する課題分析票は、MDS-HC方式とします。
- 4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催の場所は、当事業所の相談コーナーとします。
- 5 介護支援専門員は、サービス開始後においても月に1回以上利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているかを把握するものとします。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

- 2 次条の規定する通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収するものとします。なお、自動車を使用した場合は、1km当たり130円で積算した額を交通費として徴収するものとします。この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しません。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、更北地区、川中島地区、篠ノ井地区（川柳、信里、塩崎を除く）松代地区（西条、豊栄を除く）とします。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における虐待の防止の為の指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての重要事項）

第10条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制も整備するものとします。

- (1) 採用研修は、採用後、見習い期間の3ヶ月以内に実施する。
- (2) 継続研修は、定期に実施する研修を含め年1回以上とする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負うものとします。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

附 則

- 1 本規程は、平成14年4月1日から実施します。
- 2 本規程は、第4条職員の員数を改定したので、平成20年1月1日から実施します。
- 3 本規程は、第5条（3）、第6条5項文章の適正化、第8条の実施地域の限定により、平成21年4月1日から実施します。
- 4 本規程は、第4条（2）介護支援専門員は、管理者も加える常勤者の3名以上の設置に改定したので、平成25年3月1日から実施します。
- 5 本規程は、第5条（営業日及び営業時間）の営業日について土曜日を削除し改定したので、令和5年12月1日から実施します。
- 6 本規定は、令和3年度介護保険改正に伴い、新たに第13条に（虐待の防止）を追加し、令和6年4月1日から実施します。